

# 災害時にとるべき行動

---

**災害の発生の恐れがある場合、  
または発生した場合に、  
あなたはどのような行動をと  
りますか？**

# 災害発生前後にとるべき行動(主に自助・共助)

## 【風水害】



大雨・台風・竜巻等の恐れ

【住民等が取るべき行動】

自助

気象・避難等の情報収集

自助

共助  
公助

指定緊急避難場所等  
への避難・避難支援

- ・気象情報や自治体からの避難情報等の情報の収集

- ・より安全な場所(指定緊急避難場所や近隣の安全な場所等)への避難

- ・災害時要援護者の避難を支援

洪水・浸水・  
土砂災害等の発生

※別添「風水害に備えたタイムライン」  
参照

共助

指定避難所での避難生活・  
在宅避難者支援

公助

- ・避難生活が長期化する場合、避難所運営

- ・在宅避難者で食料や救援物資等の支援が必要な方への支援

# 災害発生前後にとるべき行動(主に自助・共助)

## 【地震災害】



身の安全の確保・避難

【住民等が取るべき行動】

- ・身を守る行動、火の始末、自宅の初期消火、家族の安否確認

建物倒壊・火災の発生等

共助 安否確認・被害情報の収集・  
消火・救出・救護など

- ・安全第一

共助 避難誘導・避難支援・  
二次被害の防止など

- ・避難場所等への避難
- ・災害時要援護者の避難支援等
- ・避難時にはブレーカーを切る、ガスを止める

共助 指定避難所での避難生活・  
在宅避難者支援  
公助

- ・避難生活が長期化する場合、指定避難所の運営
- ・在宅避難者で食料や救援物資等の支援が必要な方への支援

※別添「地震発生時の活動モデル」参照

# 避難をする場所について

## 「避難所」と「避難場所」の役割の違いを理解しましょう

### 指定緊急避難場所

指定緊急避難場所は、地域ごとに徒歩で容易に避難できる場所や集合できる場所とし、次の2つに分類する。

① 緊急一時避難場所	身近にあり、災害時要援護者を含めて、地区住民が容易に集合できる場所で、地域避難場所を除く自治集会所等とする。学校の運動場や公園など、従来の「一時避難場所」も含む。
② 地域避難場所	拠点避難所を開設するまでの期間、一時的に過ごせる施設、あるいは少数の避難者に対応できる施設であり、地区公民館や高校、その他伝達の使用可能な公共施設とする。

### 指定避難所

指定避難所は、被災者が一定期間滞在できる生活の場としての機能を有する施設で、広さ・備蓄等から次の2つに分類する。

① 拠点避難所	多くの避難者が数日間生活できる環境が整備され、かつ物資等が配備されている、小中学校等の公的施設とする。
② 二次避難所	少数の避難者や帰宅困難者及び長期の避難者向けの施設で、スポーツ施設等とする。

### ※福祉避難所

指定避難所では避難生活が困難な、高齢者や障害者、妊婦など、災害時に援護が必要な人たち（要援護者）に配慮した災害協定等に基づく避難施設。福祉避難所は必要に応じて開設される（はじめから福祉避難所が指定避難所として開設されるのではない）。

# 災害時にとるべき行動

## - まとめ -

- いのちを守るために、適切なタイミングで、危険な場所から安全な場所へと避難することが重要です
- いのちを守る行動(避難)は、自助を基本に、共助の力で支えます
- 災害時にとるべき行動ができるよう日頃から備えておきましょう

【日進市ホームページ「災害への備え」URL】

<https://www.city.nisshin.lg.jp/department/seikatu/bousai/5/2/2/jijo/index.html>

(QRコード)

